

人間国宝の「わざ」と文化財を守る技術の公開事業実施要項

平成8年12月19日
文化庁長官裁定

1 趣旨

重要無形文化財の「わざ」や、これまで公開する機会が少なかった有形・無形の文化財を支える伝統的な技術・技能を、作品や関係資料等によって広く国民一般に公開し、その重要性を理解することにより、伝承者の養成に資するとともに今後の文化財保護の充実を図る。

2 事業の内容

(1) 公開事業

文化庁が所蔵する作品や関係資料等を中心に、国公立博物館・美術館及び個人等の所蔵品を加え公開事業を行う。

開催期間は、1会場当たり概ね30日程度とし、公開資料及び点数等については、毎年別途定める。

(2) 講演会・シンポジウム等

伝承者の養成に資するとともに今後の文化財保護の充実を図る目的で、講演会・シンポジウム等を実施する。

3 主催者等

文化庁、開催地の都道府県教育委員会及び開催館の主催とする。

なお、事業の内容によっては、新聞社・関連公益法人等を主催、協賛若しくは後援に加えることができるものとする。

4 開催地及び開催館

開催地及び開催館は、都道府県教育委員会の希望、施設等の適否、その他を勘案のうえ、文化庁長官が決定する。

5 観覧料

公開事業に係る観覧料は、開催地の都道府県教育委員会及び開催館が文化庁と協議のうえ定める。

6 意見の聴取

文化庁長官は、有識者及び開催地の都道府県教育委員会及び開催館による企画委員会を開き、事業の内容についてあらかじめ意見を聴くものとする。

7 経費

経費は、原則として主催者が負担する。

8 その他

この要項に定めるものの他、この事業の実施に必要な事項については別に定める。